

緊急事態宣言下における施設の対応について

I都3県を対象に**緊急事態宣言の延長**が決定となりました。

市からの指示により**3月21日迄開館時間を9時～20時**に短縮させていただきます。

ご利用予定の団体の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたします。

収束に向けて、今後も皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 市民の外出を抑制する観点から、施設利用は原則20時までとする。
体育室個人利用と図書貸し出しは19時45分で終了いたします。
- ② 各室の予約について(令和3年1月12日(火)～3月21日(日) 状況により延長有)
定員は50%以内とする。期間内、新規夜間予約の受付はいたしません。
- ③ 緊急事態宣言中(令和3年1月8日～3月21日)の利用予約について
コロナウイルス感染症を理由としての各室予約取消の場合、キャンセル料は徴収いたしません。
- ④ 期間内、夜間予約済みの団体(18時～21時)の利用枠を20時までの利用
短縮に同意いただいた場合は利用できない時間(1時間分)の利用料金の減免をいたします。
- ⑤ 感染拡大の防止に向け、施設内での飲食はなるべく自粛していただくようお願いいたします。